

八潮市国土強靱化地域計画



八潮市

目 次

第 1 章 計画の趣旨等	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の構成	2
4. 策定の進め方	3
5. 計画期間	3
第 2 章 八潮市の地域特性	4
1. 自然特性	4
2. 社会特性	6
3. 想定災害	8
第 3 章 目標とリスク	10
1. 基本目標・事前に備えるべき目標	10
2. 想定するリスク	11
3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	11
第 4 章 脆弱性評価とリスクへの施策	13
1. 脆弱性評価・リスクへの施策の検討	13
2. リスクへの施策	14
3. 施策分野による整理	48
第 5 章 計画の進捗管理と見直し	51
1. 計画の進捗管理	51
2. 計画の見直し	51

第 1 章 計画の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。

また、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定した。

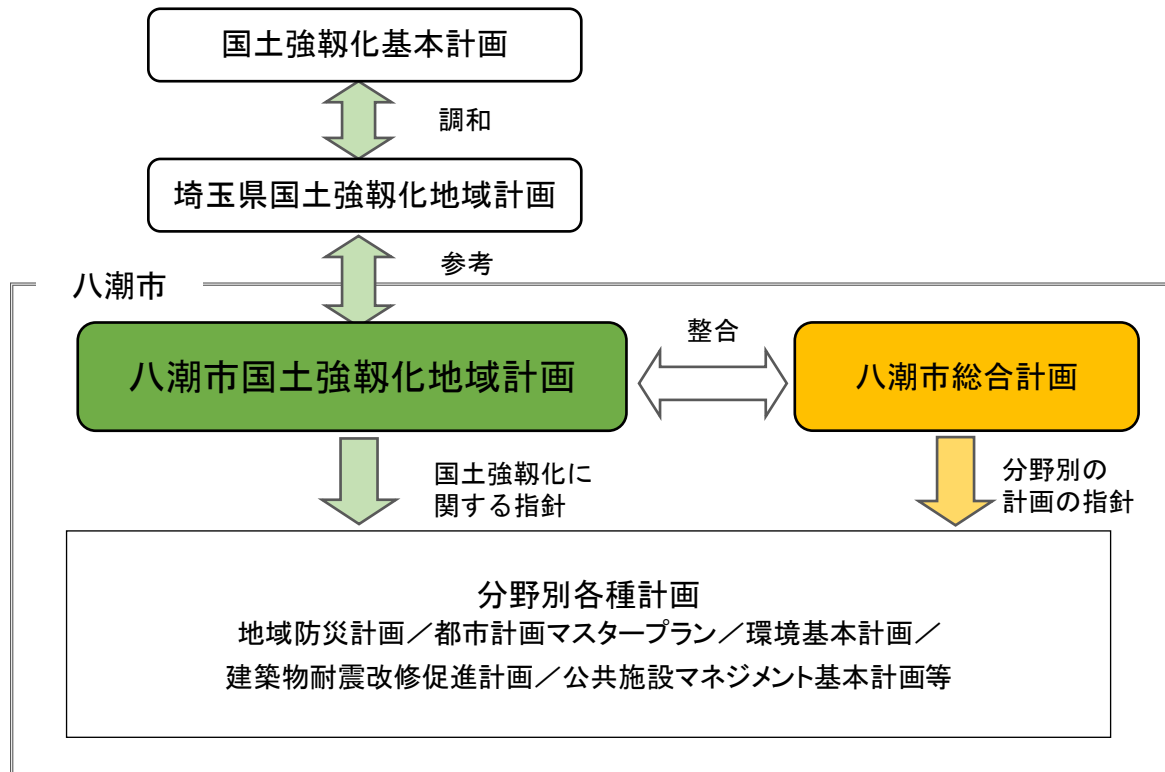
県においては、平成 29 年 3 月に埼玉県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）を策定した。

基本法第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されている。

このようなことから、この規定に基づき、いかなる災害が発生しようとも市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持つ、安全・安心なまちづくりを推進するため、八潮市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国基本計画との調和を図るとともに、本市を含む県内全市町村を包含した計画である県計画を参考にしながら、市政における様々な分野の施策実施の総合的な指針となる「八潮市総合計画」とも整合を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づける。



《八潮市国土強靱化地域計画の位置づけ》

3. 計画の構成

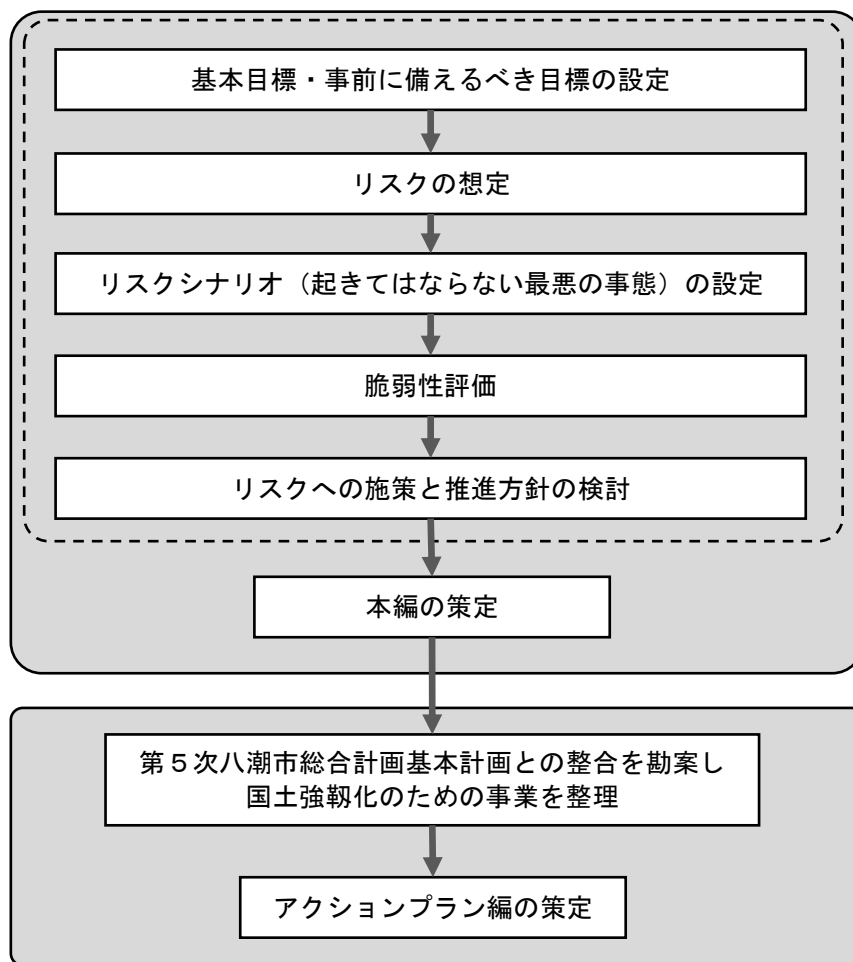
本計画の構成は、「本編」及び「アクションプラン編」の2編で構成する。主な内容は、以下のとおりである。

《八潮市国土強靱化地域計画の構成》

本編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の趣旨等 ・ 八潮市の地域特性 ・ 目標とリスク ・ 脆弱性評価とリスクへの施策 ・ 計画の進捗管理と見直し
アクションプラン編	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクへの施策及び事業計画

4. 策定の進め方

国土強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により本計画を策定する。



《計画策定の手順》

5. 計画期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とする。

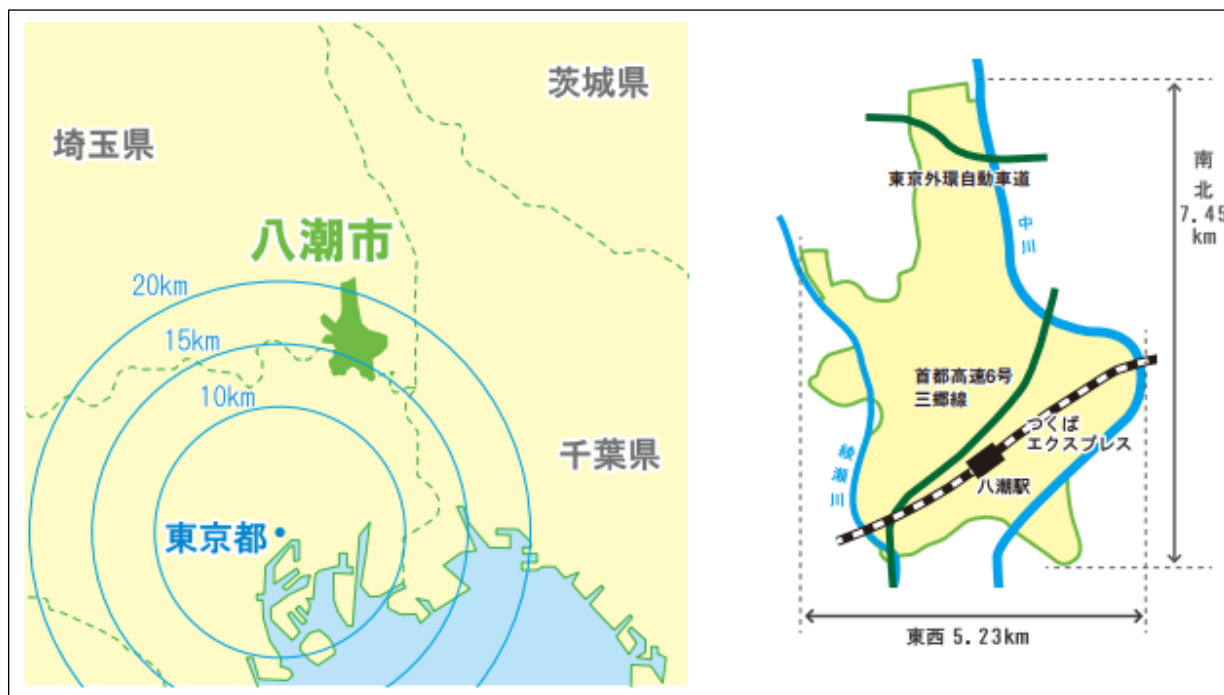
また、本計画は、市内外における社会経済情勢の変化や、国及び県の国土強靱化施策の推進状況等を勘案して、計画期間中でも必要に応じて見直しを行う。

第2章 八潮市の地域特性

1. 自然特性

(1) 位置

本市は、埼玉県 of 東南部、都心から北東約 15 km、東は三郷市、南は足立区・葛飾区、西と北は草加市に接している。面積は 18.02 km² の平坦な地域である。



《八潮市の位置》

出典：「八潮市シティセールスプラン」

(2) 地形・地質

本市は、中川と綾瀬川にはさまれた自然堤防と後背湿地からなる中川低地（北足立台地と野田台地に挟まれた沖積平野）の南端に位置しており、わずかに北高、南低となっているものの、海拔 3m の平坦な地形をしている。

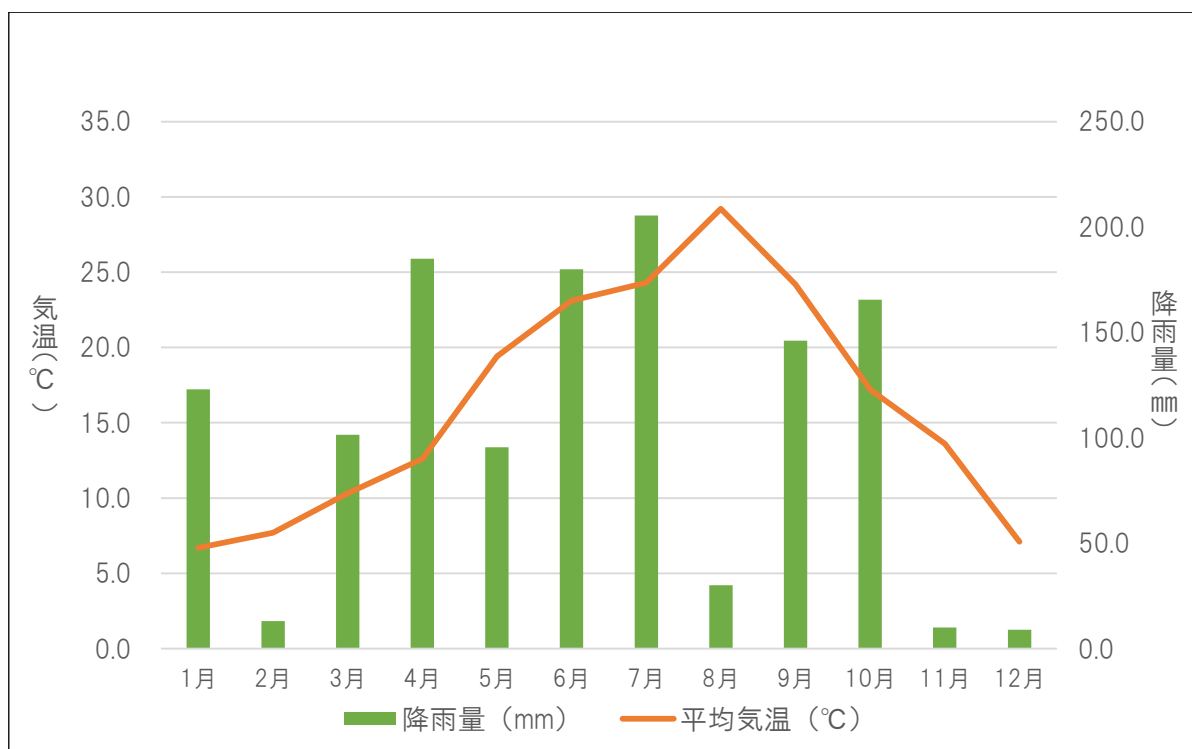
地質は、全般的に第四紀沖積層で構成される。土質はやわらかい粘土及び砂となっており、地震の影響を受けやすく、液状化が発生しやすい状況にある。

河川は、東に中川、西に綾瀬川、南に圀川・大場川の一級河川が流れており、三方を河川に囲まれている。

また、市域のほぼ中央部に、南北に葛西用水及び八条用水が流れている。

(3) 気候

気候は概ね温暖で、令和2年の平均気温が16.3℃、最高気温が37.7℃、最低気温がマイナス2.9℃、年間降雨量が1,264mm、平均風速が2.4m/秒である。



《令和2年の気温と降雨量》

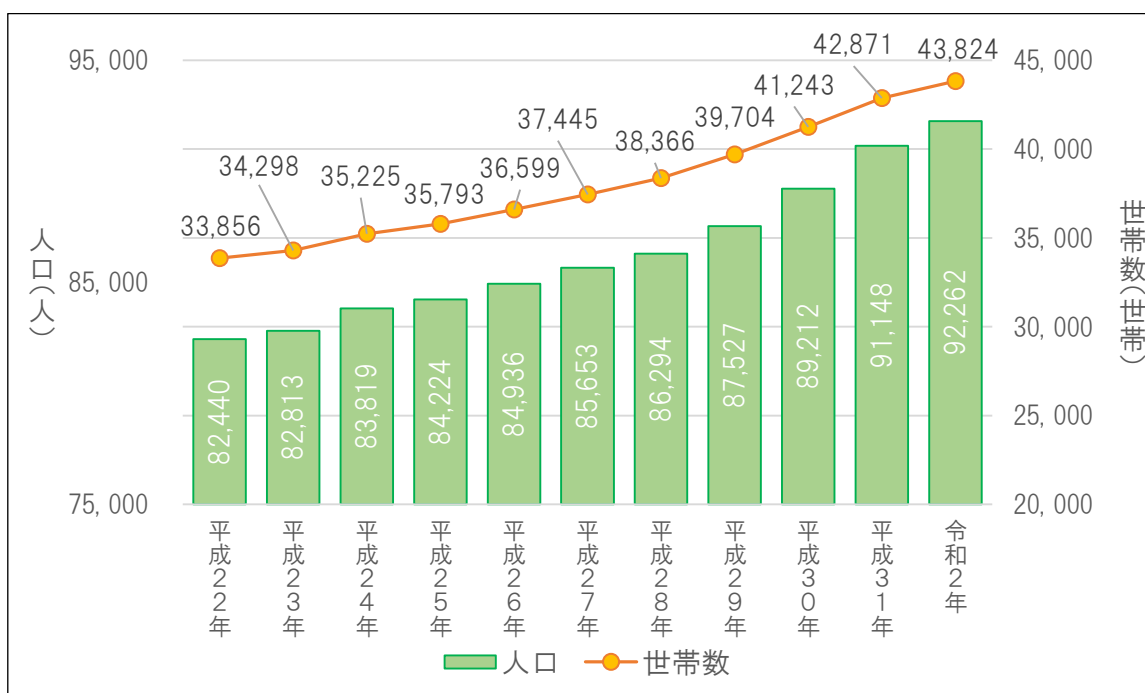
出典：令和2年版「統計やしお」のデータを使用し作成

2. 社会特性

(1) 人口・世帯数

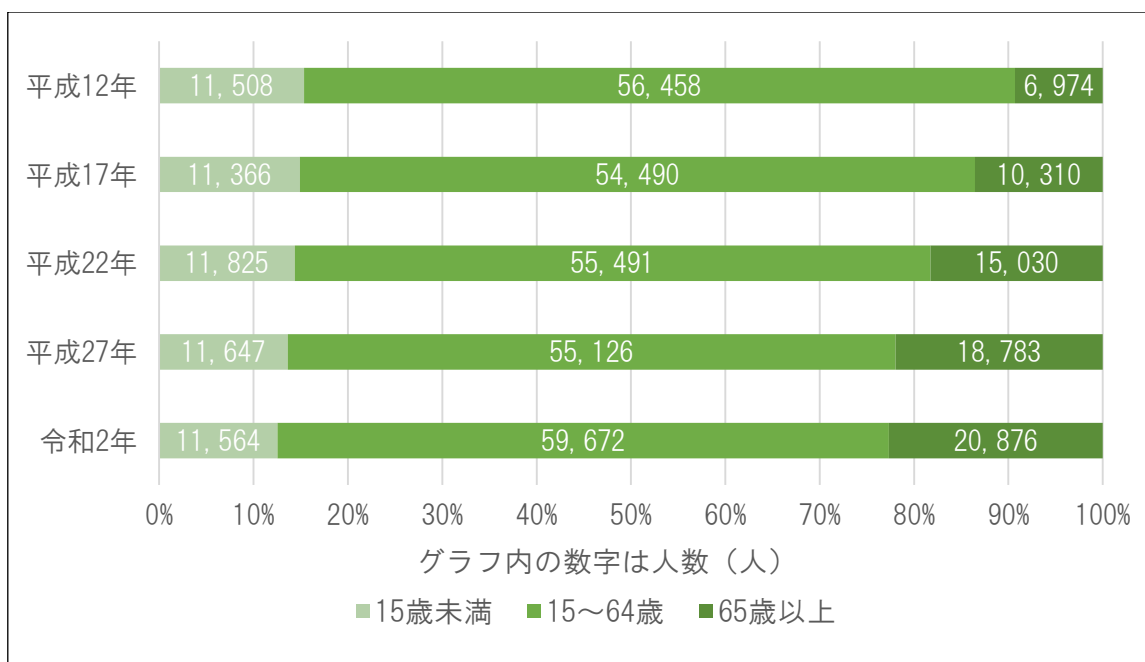
本市の人口・世帯数は、令和2年4月1日現在、92,262人、43,824世帯で、1世帯当たりの人口は、2.11人となっている。平成17年のつくばエクスプレス開通以降、人口は大幅に増加しており、平成30年6月には9万人を突破している。

年齢別人口は、年少人口（15歳未満）が12.6%、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が64.8%、老年人口（65歳以上）が22.7%となっている。



《人口と世帯数の変化》

出典：令和2年版「統計やしお」のデータを使用し作成



《年齢別人口の変化》

出典：令和2年版「統計やしお」のデータを使用し作成

(2) 土地利用

土地利用は、令和2年1月1日現在、宅地が45.5%と最も多く、雑種地が11.7%、田が2.0%、畑が6.4%、その他が34.3%である。年々農地等に使われている土地（自然的土地利用）は減少傾向にあり、住宅地、商業地、工業地、道路等に使われる土地（都市的土地利用）が増加傾向にある。

(3) 建物

建物数は、令和2年1月1日現在、木造建物が21,522棟、鉄筋コンクリート造建物が482棟、鉄骨建物が8,262棟となっており、年々棟数が増加している。

(4) 道路

幹線道路として、市の北側には国道298号が、西側に隣接する草加市内には国道4号が通過している。

高規格道路として、市の中心を首都高速三郷線が走り、「八潮」出入口及び「八潮南」出入口を利用できる。

東京外環自動車道と国道298号からなる東京外かく環状道路は、「外環三郷西」ICや「三郷南」ICが市内からも利用しやすい距離にあり、今後（仮称）外環八潮パーキングエリアと、そこに接続する（仮称）外環八潮スマートインターチェンジの整備が予定されている。

また、東西方向の道路は多い一方で、南北方向の道路は少ない。

道路幅員は、古くからの住宅地では幅員6m未満の道路が多く、屈曲し、見通しが悪いが、新興住宅地内の街路は幅員が広く、直線的で連絡性も良い。

(5) 鉄道

平成17年8月に、つくばエクスプレス「八潮駅」が開業し、都心へ約20分で行けるアクセスの良さ、商業施設の進出、宅地開発による人口増加等、新たな賑わいを創出している。

3. 想定災害

本計画は、「八潮市地域防災計画」において想定されている災害及び被害規模を前提とする。

(1) 地震

本市は、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ及び埼玉県地震被害想定調査で想定された全ての地震の影響を受ける可能性がある。そのうち最も大きな影響を受ける地震は、東京湾北部地震であり、被害を以下のように想定している。

《東京湾北部地震における想定震度及び想定被害》

条件	風速8m/s		
	冬5時	夏12時	冬18時
震度	6強		
建物被害(棟)	4,189		
全壊	962		
半壊	3,227		
火災消失被害(棟)	7	11	33
人的被害(人)	584	393	414
死者	36	21	27
重傷者	56	41	41
軽傷者	492	331	346
避難者数(1週間後)(人)	4,479	4,490	4,545
帰宅困難者数(人)※	8,094		
災害廃棄物量(万トン)	20.50	20.60	21.20
停電率(1日後)(%)	11.28	11.30	11.37
電話不通回線率(%)	0.29	0.32	0.43
都市ガス供給停止率(%)※	100.00		
上水道断水率(1日後)(%)※	19.40		
下水道機能支障率(%)※	39.10		

※ 季節、時刻、風速を考慮しない。

(2) 風水害

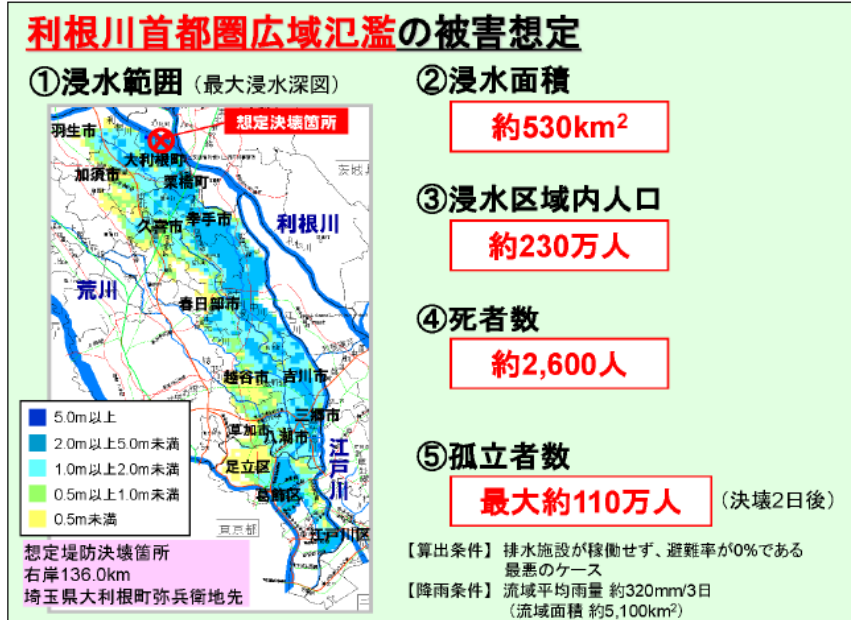
国及び県が実施している浸水想定のうち、市が洪水浸水想定区域に指定されている河川は、中川、綾瀬川のほか、利根川、江戸川、荒川、元荒川、芝川及び新芝川である。

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会(平成22年4月)が、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施している。これらの河川の浸水想定は以下のとおりである。

① 利根川首都圏広域氾濫

昭和 22 年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。

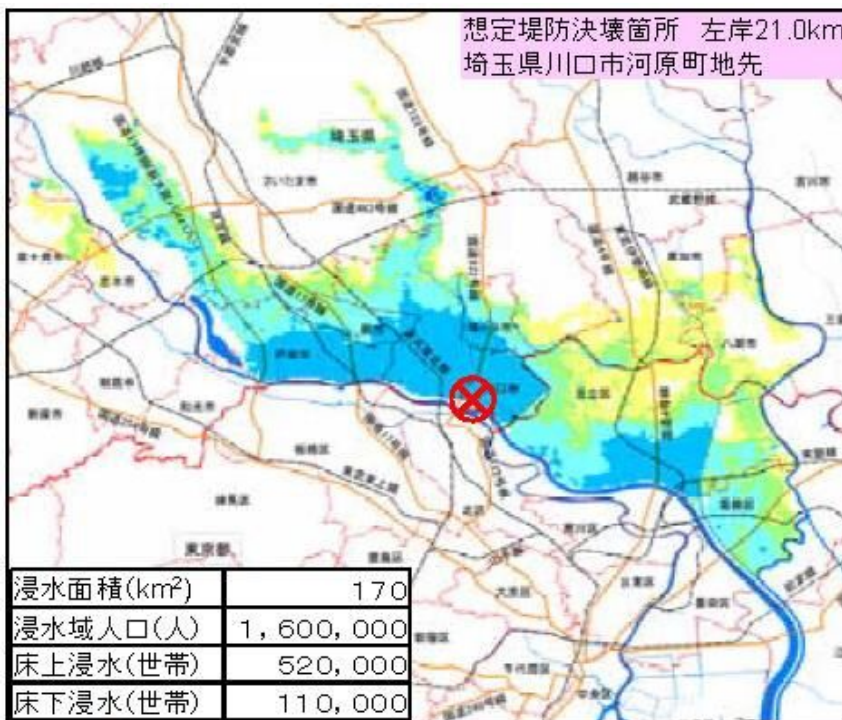
利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約 530 km²、浸水区域内人口が約 230 万人と想定される。



《利根川首都圏広域氾濫の被害想定》

② 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定のうち、荒川左岸低地の氾濫による浸水域人口は、約 160 万人と想定され、最大となっている。



※越水はん濫を含む

《荒川左岸低地氾濫の被害想定》

第3章 目標とリスク

1. 基本目標・事前に備えるべき目標

本市は平坦な地形で、三方を中川、綾瀬川、堀川及び大場川に囲まれている。そのため、かつては浸水による被害に見舞われてきた。

また、今後発生が予想されている東京湾北部地震においては、甚大な被害が想定されている。

こうした自然災害から市民の生命と財産を守り、また経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復できる「強さとしなやかさ」への備えを平時から構築する必要がある。

国土強靱化地域計画は、基本法第14条で、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定に当たっては、国基本計画との調和を図るとともに、県計画を参考にしながら、以下の4つの「基本目標」を設定した。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とすること

この基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し達成すべき目標として、8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

《事前に備えるべき目標》

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2. 想定するリスク

国基本計画及び県計画では、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとしている。

本計画においても、「八潮市地域防災計画」で想定している「東京湾北部地震」での被害及び台風等に伴う大雨、強風等による被害等の「大規模自然災害全般」を想定するリスクとする。

3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本市の地域特性及び本計画が想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、35の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

なお、設定に当たっては、国基本計画で設定された45の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」、県計画で設定された37の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を参考にした。

《リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）》

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	建物が密集する地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	防災インフラの損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第4章 脆弱性評価とリスクへの施策

1. 脆弱性評価・リスクへの施策の検討

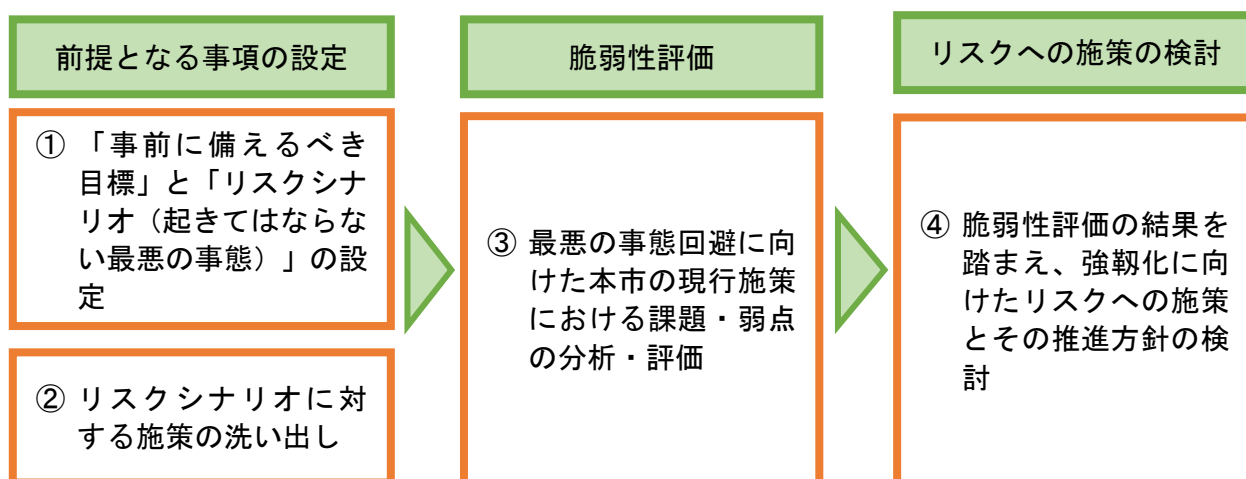
(1) 脆弱性評価の方法

脆弱性評価とは、市の国土強靱化を進める上で、その前提となるリスクシナリオに対する弱点・課題を洗い出すプロセスである。

本計画においては、第2章に掲げた本市の地域特性等を踏まえ、大規模自然災害に対して本市が抱える課題や弱点（脆弱性）を洗い出し、第5次八潮市総合計画基本計画等の施策について、第3章で設定した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を引き起こさないように対策を講じることができているか、分析・評価した。

また、脆弱性評価の結果、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」回避に向けて、現状を改善するために導入すべき施策を「リスクへの施策」として検討した。

手順は以下のとおりである。



《脆弱性評価・リスクへの施策検討の手順》

なお、施策ごとの脆弱性評価の結果は、第4章「2. リスクへの施策」に記載した。併せて、施策の具体的な取組の方向性を「推進方針」として記載した。

2. リスクへの施策

脆弱性評価を踏まえて、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、強靱化を進めるため、リスクへの施策について推進方針をまとめた。

なお、推進方針は、脆弱性評価と一体に記載している。

また、1つのリスクへの施策が複数のリスクシナリオを回避する場合があるため、リスクへの施策の記載は、初出のリスクシナリオの箇所のみとし、2回目以降は「再掲」欄に初出の施策番号とともに示している。

例) 「公共施設の耐震化[1-1-①]」

(1) 事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

① 公共施設の耐震化

【脆弱性評価】

- 市有建築物が被災した場合、職員、利用者等が被災するだけでなく、災害対策本部、避難所等の防災拠点としての機能を果たすことができなくなる。本庁舎については、建設から約50年が経過し、建物及び設備の老朽化が顕著となっており、新たな庁舎の建設が必要である。
- その他の公共施設についても、必要に応じて耐震化状況に応じた、耐震工事及び大規模改修を実施する必要がある。
- 学校は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所となることから、機能の保全を図るため、施設の老朽化対策を行い、適正な維持管理を実施する必要がある。
- 建物本体の耐震化のみならず、天井・壁等の非構造部材、棚の固定、ガラスの飛散防止等、室内の安全対策も重要である。

【推進方針】

- 本庁舎については「八潮市庁舎耐震化方針」に基づき、新庁舎を整備するとともに、防災中枢拠点として、防災対応スペース、防災関連資機材の備蓄、非常用発電機の整備、止水板の整備等の機能強化を図る。
- その他の公共施設については、「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン」に基づき、施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化を図り、安全・安心な施設として、適正な維持管理と改修・修繕を推進する。
- 学校施設については、「八潮市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修・修繕を実施するとともに、災害時の避難所としての活用を踏まえた施設整備を推進する。

② 民間建築物等の耐震化

【脆弱性評価】

- 住宅の耐震化率は83%（令和2年度推計）であり、耐震化目標95%（令和7年度）に向けて、引き続き所有者への各種補助制度の活用促進、情報の提供、新築建物への指導等の取組を進める必要がある。
- 大阪府北部地震（平成30年6月18日）において、ブロック塀の倒壊により被害が発生したことを受けて、危険ブロック塀等の倒壊防止の安全対策について、市民等に啓発する必要がある。
- 室内外における家具等の転倒・落下防止について、市民等に啓発する必要がある。

【推進方針】

- 住宅の耐震化促進のため、耐震相談、耐震診断・耐震改修、危険ブロック塀等撤去改修に対する補助金交付等の支援を行う。また、パンフレット等により耐震化に関する情報を提供する。
- 新築住宅の建築確認検査制度等を適切に運用する。
- 家具等の転倒・落下防止対策について、ハザードマップ等により啓発する。

③ コミュニティ施設の整備

【脆弱性評価】

- 町会・自治会等の活動拠点であるコミュニティ施設等は、地域住民の日常的な活動の場であると同時に、災害時には地域で互いに助け合う「共助」の活動の場ともなる。そのため、施設機能の保全を図るため、老朽化対策を行い、適正な維持管理を支援する必要がある。

【推進方針】

- 町会・自治会の拠点となるコミュニティ施設等については、改修・修繕に対する必要な支援を行う。
- コミュニティセンターについては、施設の老朽化対策を行い、計画的に修繕を実施する。

④ 避難行動要支援者支援体制の構築（震災時）

【脆弱性評価】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、環境に不慣れな外国人等の要配慮者は、災害時に支援が必要であるとされている。そのため、要配慮者のうち、特に本人や家族の力だけでは避難が難しい避難行動要支援者の安全確保のため、迅速に避難できるような体制をあらかじめ整備する必要がある。

【推進方針】

- 「八潮市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用、提供、避難訓練の実施等により、避難行動要支援者の支援体制を構築する。

⑤ 災害に強いまちづくりの推進

【脆弱性評価】

- 大規模地震が発生した場合、木造建築物の密集した市街地では、倒壊した建物から火災が発生するおそれがある。そのため、被害を最小限にとどめるとともに、地域の特性を活かしたまちをつくるため、都市計画等により、災害に強いまちづくりを行う必要がある。

【推進方針】

- 災害に強いまちづくりのため、「防火地域」及び「準防火地域」の指定を促進するとともに、不燃性等の高い建築物への誘導、消火栓・防火水槽の整備等により、市街地の不燃化を図る。
- まちの将来像を実現するための制度及び仕組みにより、協働による八潮らしいまちづくりを推進する。

⑥ 市街地の整備

【脆弱性評価】

- 住宅地では、倒壊建物による狭い道路の閉塞、火災延焼等の危険があり、迅速な避難、消火・救助活動等が困難なおそれがある。
- 物資輸送等の迅速な応急活動に必要な道路整備が必要である。
- 台風及び集中豪雨への備えとして調整池の整備により雨水流出を抑制し、下水道施設及び河川への負担軽減を図り、防災性を高めるまちづくりが必要である。

【推進方針】

- 防災性向上のため、土地区画整理事業等を通じて、道路・公園、調整池等の整備を実施する。

⑦ 道路及び橋りょうの整備・維持管理

【脆弱性評価】

- 避難、救助、物資輸送等の迅速な応急活動を実施するため、市民等が安全に移動できる道路及び橋りょうの計画的な整備が必要である。
- 地震等の大規模自然災害により、道路及び橋りょうが損傷することで、市内の交通網が麻痺し、物流・人流の寸断が発生するおそれがあるため、定期的な点検をはじめ、適正な維持管理や計画的な補修等が必要である。
- 道路や橋りょう等の重要な社会インフラ老朽化対策等のため、戦略的な維持管理・更新等の推進が必要である。

【推進方針】

- 避難、救助、物資輸送等の迅速な応急活動を実施するため、道路の新設、改良等を計画的に実施する。
- 市民等が自動車、自転車、徒歩等で安全に移動できるよう、道路の新設、改良等を計画的に実施する。
- 適正な道路の維持管理を行うため、道路パトロールや定期点検等を行うとともに、「八潮市舗装個別施設計画」に基づき、道路維持工事を実施する。
- 既設の橋りょうの安全性を確保するために、「八潮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検及び補修工事を実施する。

⑧ 道路ネットワークの形成

【脆弱性評価】

- 災害発生時の消火・救助活動等を迅速に実施するため、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備を行う必要がある。

【推進方針】

- 災害発生時の消火・救助活動等を迅速に実施するため、都市の骨格を形成する都市計画道路等の整備を推進する。

⑨ 空き家対策の推進

【脆弱性評価】

- 高齢化・核家族化の影響等により、空き家が増加することが予想される。災害時に、老朽化した空き家の倒壊等を防止するため、適正に管理されていない空き家の対策が必要である。

【推進方針】

- 老朽化した空き家の倒壊等を防止するため、「八潮市まちの景観と空家等対策計画」及び条例に基づき、適正に管理されていない空き家等の総合的な対策を行う。

⑩ 市営住宅の整備

【脆弱性評価】

- 市営住宅等、市が所有・管理する建物については、地震による倒壊被害等を防止するとともに、各施設の機能保全を目的とした計画的な修繕及び建替を行う必要がある。

【推進方針】

- 市営住宅の長寿命化を図るため、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、長寿命化を図るべき住宅とした中層住宅については、計画的に大規模改修工事を実施し、入居者に配慮した安全で安心な居住環境を引き続き整備する。
- 安心して暮らしていける居住環境を維持するため、市営住宅の貯水槽清掃、給水ポンプ保守点検、消防設備等保守点検及び施設の修繕を今後も継続する。
- 低層市営住宅の耐震化・長寿命化をより推進するため、老朽化した低層市営住宅については、建替等事業を計画的に実施することで、引き続き市営住宅の最適な配置に努める。

⑪ 自主防災組織の整備

【脆弱性評価】

- 災害時に被害の防止又は軽減を図るためには、自らの身は自らが守る「自助」及び地域において互いに助け合い地域を守る「共助」の考え方にに基づき、市民の自主的な防災活動を行うことが重要である。このため自主防災組織による活動がより充実するよう支援する必要がある。
- 町会・自治会等における自主防災組織の結成率は令和2年時点で100%（44団体）である。引き続き既存組織の育成を図るとともに、町会・自治会に属していないマンション等、対象の拡大に向けて、積極的に働きかける必要がある。

【推進方針】

- 各地域において「共助」の中核となる自主防災組織の育成・強化のため、各組織の防災訓練の実施、資機材整備及びその他の防災活動を支援する。
- 地域住民等の自発的な活動に関する計画である地区防災計画の策定を促進する。

1-2 建物が密集する地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① 消防力の強化

【脆弱性評価】

- 災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図るため、人材育成が必要である。また、社会環境の変化に伴い減少傾向にある消防団員の確保が必要である。
- 大規模災害時には、被害が広範囲に及ぶため、市域を超えた広域的災害対応が必要である。
- 各種災害に迅速かつ的確な対応を行うため、消防車両及び消防活動資機材の計画的な整備が必要である。
- 給水停止により、消火栓が使用不能になるため、消火栓以外の消防水利の確保が必要となる。

【推進方針】

- 救急救命活動を的確に実施する体制を確保するため、救急救命士の養成を計画的に推進する。また、広報紙、ホームページのほか、各種イベント等の機会を通じて、多くの市民に対し、消防団の取組内容及び消防団員の募集について啓発を図る。
- 広域災害情報の一元化、通報受信・応援体制の強化、指令設備のコスト削減等の効率的で効果的な運用を図る観点から、近隣消防本部等と共同で指令センターを運用することについて検討を行う。
- 各種災害に対応するため、消防車両及び資機材の更新整備を行い、また、多数の傷病者に対し、救急・救助活動を継続するため、救急・救助資機材の整備を図る。
- 防火水槽の整備を推進する。

② 防災知識の普及・啓発

【脆弱性評価】

- 災害発生時には、自らの身は自らが守るという「自助」が重要となることから、市民が正しい防災知識を身につけるための環境整備を行う必要がある。

【推進方針】

- 防災に関する研修を通じて、市民の防災知識の普及・啓発を図る。
- 総合防災訓練等を実施し、災害発生時に市民が的確な行動を取れるよう支援する。

③ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上

【脆弱性評価】

- 災害発生時には、自らの身は自らが守るという「自助」が重要となることから、早い時期から正しい防災知識を身につける必要がある。そのため、学校教育においても児童・生徒等への防災教育が必要である。
- 災害発生時に、児童・生徒等の命を守る適切な行動がとれるよう、教員の危機管理能力の向上に係る取組が必要である。

【推進方針】

- 児童・生徒等が、防災の知識及び救急救命の重要性について学ぶことができるよう、「八潮こども夢大学」、「八潮こども防災マイスター」研修等により、引き続き防災教育を推進する。
- 危機に対する判断能力及び危機回避能力の育成を図るために、学校における避難訓練を引き続き実施する。

④ 外国人支援体制の構築

【脆弱性評価】

- 外国人へのサポート体制が不足すると、被災による直接死を招くおそれがある。また、災害時の確実な避難誘導及び支援活動ができなくなるおそれがある。
- 平時から外国人と連携することにより、良好な避難生活環境を確保することができるとともに、地域の復興を支える人材となりうる。

【推進方針】

- 外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報を発行する。また、八潮市多言語サポーター（通訳、翻訳ボランティア）の募集及び活用を図る。
- 地域コミュニティの一員として、「地区防災計画」を共に作成し、研修会、避難訓練イベント等の事業を開催することにより、外国人との連携を図る。

再掲

- ⑤ コミュニティ施設の整備 [1-1-③]
- ⑥ 避難行動要支援者支援体制の構築（震災時） [1-1-④]
- ⑦ 災害に強いまちづくりの推進 [1-1-⑤]
- ⑧ 市街地の整備 [1-1-⑥]
- ⑨ 自主防災組織の整備 [1-1-⑩]

1-3 浸水による多数の死傷者の発生

① 雨水排水施設の整備・維持管理

【脆弱性評価】

- 災害により長期にわたる雨水排水施設の機能不全が生じた場合、市街地での浸水被害が発生するおそれがあるため、老朽化した施設の改修及び耐震化を行い、適正な維持管理を実施する必要がある。
- 現在の雨水排水施設では、台風や集中豪雨により浸水等の被害が生じる危険性があるため、排水能力等の増強を図る必要がある。

【推進方針】

- 中川綾瀬川流域等においては、流域全体で行う治水として、被害対策を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧、復興のための対策を多層的に進める。
- 内水排水能力の増強により、排水の流下能力及び治水安全度の向上を図る。
- 水路の浚渫、清掃、除草等、適正な維持管理により、流下能力の保持を図る。
- 雨水排水施設の耐震化及び耐水化を図るとともに、老朽化した施設について予防保全型の改修等を行い、機能維持に向けた適正な修繕・維持管理を行う。
- 雨水排水施設の適正な運転を行うため、計画的な設備点検及び修繕を実施する。
- 下水道事業計画に基づき、雨水ポンプ場の整備を行うことで治水安全度の向上を図る。

② 雨水貯留施設の促進

【脆弱性評価】

- 台風や集中豪雨への備えとして、雨水流出を抑制し、下水道施設及び河川への負担軽減を図る必要がある。

【推進方針】

- 雨水の流出を抑制し、下水道施設及び河川への負担を軽減するため、住宅等の敷地内における雨水貯留施設の普及・促進を図る。
- 雨水利用の計画的な整備を推進するため、雨水貯留施設の設置に要する経費の一部を負担する。

③ 災害拠点施設の整備促進

【脆弱性評価】

- 災害時に地域住民の拠点となる施設を整備することが求められる。
- 災害時の応援部隊及び救援物資の受け入れが迅速に行える施設が必要となる。

【推進方針】

- (仮称)外環八潮パーキングエリア、(仮称)外環八潮スマートインターチェンジ及び周辺道路の整備により、地域住民の新たな避難場所、広域避難時の避難経路としての活用について、関係機関と検討・調整を進める。
- 避難場所だけでなく、救援物資の受け入れや被災者への生活物資等の支給等を行うため、防災拠点となる公園の整備を推進する。

④ 避難行動要支援者支援体制の構築（水害時）

【脆弱性評価】

- 災害時に自ら避難することができない避難行動要支援者は、避難が遅れることがないように、介助者の支援を受け、迅速かつ安全に避難することが求められる。
- 避難行動要支援者の避難の遅れを生じさせないため、避難行動要支援者の事前の把握及び適切な避難対策を行う必要がある

【推進方針】

- 「八潮市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用、提供及び避難訓練の実施等により、避難行動要支援者の支援体制を構築する。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難体制を構築するため、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する。

⑤ 下水道（雨水）の整備

【脆弱性評価】

- 中川低地にある本市にとっては、大雨時の浸水軽減対策は必要不可欠であり、常に良好な内水排除機能を保持する必要がある。
- 災害により長期にわたる下水道施設（雨水）の機能不全が生じた場合、市街地での浸水被害が発生するおそれがあるため、老朽化した施設の改修及び耐震化を行い、適正な維持管理を実施する必要がある。

【推進方針】

- 内水排除機能を向上させ、安全で快適な都市環境を形成するため、雨水幹線等の管路施設やポンプ場等の整備を行う。
- 災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、下水道施設の耐震化や耐水化を図るとともに、ストックマネジメント計画に基づく予防的な改修等を行い、機能維持に向けた適正な修繕・維持管理を行う。

⑥ 情報伝達体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時に市から災害情報を確実に発信できるよう、あらゆる通信手段を検討し整備する必要がある。
- 二次災害の情報、避難指示等の必要な情報を市民に適切に伝えることができるよう、通信手段の耐災害性能の向上を図る必要がある。

【推進方針】

- 広報紙の編集・発行、ホームページの更新及び維持管理、記者会見等の様々な媒体を通して、市政の情報を提供することにより、市民が必要な情報を適切に得られるようにする。
- やしお840メール配信サービス、ソーシャルネットワーキングサービス等の様々な媒体を利用した情報提供の充実を図る。
- 各ライフライン関係企業との連携による情報伝達体制の強化を図り、より迅速で正確な災害対応状況の周知を図る。

再 掲

⑦ 市街地の整備[1-1-⑥]

(2) 事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 備蓄品の整備

【脆弱性評価】

- 物流が途絶えた場合等においても、被災者に対して必要な食料等を提供できるよう、必要な物資を確保する必要がある。

【推進方針】

- 各指定避難所、伊勢野防災倉庫等の防災備蓄倉庫に食料、資機材の備蓄を行う。また、消費期限を勘案して定期的な入れ替えを行う。
- 事業所等との協定締結を行い、食料、生活物資等の確保に努める。

② 家庭内備蓄の促進

【脆弱性評価】

- 各家庭における備蓄が行われないことによって、災害発生当初に食料、日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態が想定される。

【推進方針】

- 災害時にライフライン施設、食料等の流通が途絶えることを考慮し、各家庭及び事業所で最低3日分（できれば7日分）の食料、生活物資等を備蓄するよう、防災広報、防災訓練等の機会を通じて啓発する。

③ 物資調達体制の構築

【脆弱性評価】

- 備蓄物資の配送のために必要な資機材及び車両の確保、物資輸送拠点の運営・物資輸送の全体マネジメントの体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 民間事業者との協定締結を進め、応援物資の受入れ、配送、緊急物資輸送方法を定める等、物資輸送体制の構築を図る。

④ 上水道の整備

【脆弱性評価】

- 飲料水及び生活用水は、市民生活に欠かすことのできないものである。災害が発生した場合でも、最低限必要な水を供給するため、浄配水施設の更新等、災害に強い水道施設づくりを実施する必要がある。

【推進方針】

- 「八潮市水道事業ビジョン」に基づき、浄配水場施設の更新を行い、耐震化を推進する。
- 災害時でも最低限の水の供給が可能となるよう、基幹管路を含めた配水管の耐震化を計画的に進める。
- 災害時でも地下水を水源として確保できるよう、老朽化した水源井（井戸）の計画的な更新等を行う。

⑤ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保

【脆弱性評価】

- 発電所等が被災した場合、防災拠点及び避難所を運営するために必要なエネルギーが供給されない事態が生じる可能性がある。そのため、防災拠点施設への非常電源や自家発電設備の導入に加え、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保、雨水の利用等を促進する必要がある。

【推進方針】

- 災害時、防災拠点や避難所の運営は電力の供給に依存するため、災害等により商用電源が停止した場合に備え、防災拠点施設に非常電源及び燃料をあらかじめ確保するとともに、平時から点検整備に努める。また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーによる多様化について推進に努める。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、環境に配慮した消費活動、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの多様化、雨水の利用等について、市民に普及・啓発を行う。

再 掲

- ⑥ 公共施設の耐震化[1-1-①]
- ⑦ 市街地の整備[1-1-⑥]
- ⑧ 道路及び橋りょうの整備・維持管理[1-1-⑦]
- ⑨ 道路ネットワークの形成[1-1-⑧]
- ⑩ 自主防災組織の整備[1-1-⑩]
- ⑪ 防災知識の普及・啓発[1-2-②]

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 受援体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時には、警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れるため、受援体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れるため、平時より「災害時受援計画の指針」を策定し、受援体制を整備する。

② 防犯対策の促進

【脆弱性評価】

- 近年、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化等により地域のつながりが弱くなり、地域の防犯力が低下している。災害時には避難等で居住者が少なくなる等、治安の悪化が懸念される。そのため、自主防犯組織の促進や警察署・交番の設置等を通じ、災害時の防犯対策を強化する必要がある。

【推進方針】

- 犯罪を未然に防ぎ、市民の安全・安心を確保するため、引き続き自主防犯組織の育成・強化を実施し防犯活動を促進する。
- 防犯灯及び防犯カメラを設置し、犯罪の起きにくいまちづくり（防犯環境設計）に努める。
- 埼玉県及び埼玉県警察に対して、警察署の設置、交番の設置及び警察官の更なる増員を要望する。

再 掲

- ③ 道路ネットワークの形成[1-1-⑧]
- ④ 消防力の強化[1-2-①]
- ⑤ 災害拠点施設の整備促進[1-3-③]

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

① 帰宅困難者対策

【脆弱性評価】

- 地震被害想定調査によれば、8,094 人の市民が市外において帰宅困難者になることが想定されるため、帰宅困難になった場合の対処法等について啓発する必要がある。
- 災害により鉄道等が停止し、市外から市内への通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。また、つくばエクスプレスの運行停止により、八潮駅周辺には大量の滞留者が発生することが想定されるため、一時滞在施設を確保する必要がある。

【推進方針】

- 帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」との基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル 171、携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及・啓発を行う。
- 駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで一時的に滞在させるための施設を開設するため、市内の事業者、大規模集客施設等に対し、適切な対応が行われるよう協力を要請する。
- 発災時に事業所等が的確な判断を行えるよう、正確な情報収集・伝達に対する啓発活動を行う。事業所、大規模集客施設等が帰宅困難となった従業員、顧客等に対し、適切な対応が行えるよう、施設の安全化、災害時のマニュアル作成、飲料水・食料の備蓄及び入手手段の確保、情報の入手手段の確保、災害時の飲料水・食料や情報の提供、トイレ・一時休憩所又は仮宿泊場所等の確保に関して協力を要請する。
- 代替輸送の確保を図るため、バス事業者等との連携強化に努める。

再 掲

② 情報伝達体制の整備 [1-3-⑥]

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① 保健センター機能の充実

【脆弱性評価】

- 災害時の救護活動の中心となる保健センター機能の充実を図るとともに、施設等の適正な管理、運営を継続する必要がある。

【推進方針】

- 市民の健康づくりを推進するため、保健センター機能を充実させるとともに、安全で衛生的な施設の管理及び運営を引き続き維持する。

② 地域医療体制の構築

【脆弱性評価】

- 災害時に迅速な医療体制を構築するため、地域の医療機関との協力体制の充実に努める必要がある。
- 市民が住みなれた地域において、災害時にも良質かつ適切な医療サービスを効率的に受けられる環境を整備する必要がある。

【推進方針】

- 地域の医療機関との協力体制を円滑にし、保健衛生及び地域医療を推進するため、埼玉県と連携して地域医療団体を支援する。
- 多数の傷病者の発生に対応するために、救急医療機関との連携体制、救急救命士の養成、救急救命に必要な車両及び資器材の確保といった救急救命体制を整備する。
- 災害時の初動医療体制を整備するため、医療関係者と災害医療対策会議を開催し、協議を継続して行うとともに、医薬品等の備蓄（循環備蓄）等を引き続き行う。

③ 感染症対策の推進

【脆弱性評価】

- 大規模な災害が発生した場合、衛生状態が極度に悪化し、感染症等の疾病及び食中毒の発生が予想されるため、平時より感染症の拡大に対応できる体制づくりを進める必要がある。

【推進方針】

- 災害時に感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から小児への予防接種、インフルエンザ等の予防接種を促進する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に迅速な対応ができるよう、必要に応じて行動計画の見直しを行うとともに、感染防護具等の感染症対策物品の備蓄を進める。
- 市民に対し基本的な感染症対策及び予防接種について啓発する。

再 掲

- ④ 公共施設の耐震化[1-1-①]
- ⑤ 市街地の整備[1-1-⑥]
- ⑥ 道路及び橋りょうの整備・維持管理[1-1-⑦]
- ⑦ 道路ネットワークの形成[1-1-⑧]
- ⑧ 消防力の強化[1-2-①]

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 下水道（汚水）の整備

【脆弱性評価】

- 安全で衛生的な生活環境の整備をするため、未普及地域への汚水排水施設の整備が必要である。
- 汚水の溢水が原因となる疫病・感染症予防のため、老朽化した汚水管路や中継ポンプ場等の改修及び耐震化・耐水化を実施する必要がある。
- 断水等で水洗トイレが使用できない場合、公衆衛生を維持するために災害時でも運用可能なトイレの環境を整備する必要がある。

【推進方針】

- 中川流域関連公共下水道として、下水道施設の整備を行うとともに、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。
- 汚水排水施設の長期機能停止を防止するため、下水道の「業務継続計画（BCP）」の定期的な見直しや耐水化を図るとともに、ストックマネジメント計画に基づく予防的な改修等を行い、機能維持に向けた適正な修繕・維持管理を行う。
- 大規模地震による汚水排水施設の被害を最小限にするため、施設の耐震化を実施する。
- 災害時のトイレ機能を確保するために、既存のマンホールトイレに加え、指定避難所等にもマンホールトイレの整備を図る。

② 廃棄物及びし尿処理体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時は一般廃棄物の処理を継続するとともに、災害廃棄物を適切に処理するため、廃棄物処理体制を整備する必要がある。
- 被災地での疾病・感染症のまん延を防止するため、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、安全・確実・効率的に行うための体制を整備する必要がある。
- 被災地での疾病・感染症のまん延を防止するため、浄化槽を適正に管理する必要がある。

【推進方針】

- 一般・災害廃棄物等の収集運搬業務を確実に実施するため、東埼玉資源循環組合構成自治体との応援協力体制の構築を図る。
- 「八潮市災害廃棄物処理計画」に基づき、計画の実効性の確保に向けて対策を講じるとともに、必要に応じて見直しを図る。
- 被災地における環境衛生を保持するため、一般廃棄物の円滑な収集運搬を可能にする体制を整備する。
- 浄化槽管理者による浄化槽の適正管理を促進する。
- リサイクルプラザの適正な維持管理に努め、長寿命化を図るとともに、耐用年数を考慮して建替を検討する。

③ ペットの適正管理体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時には、飼い主の被災・ペットの脱走等により、放置動物が発生し、市民等に被害を及ぼすおそれがある。
- 狂犬病を予防するため、市内のペットに対し、予防接種を行う必要がある。
- 飼い主不明の犬、猫等の死骸が放置されると、疾病・感染症のまん延を招くおそれがある。

【推進方針】

- 狂犬病予防法、埼玉県動物愛護及び管理に関する条例等に基づき、狂犬病発生の予防及び撲滅のため、犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付及び集合注射を獣医師等と連携して行う。
- 交通事故等による飼い主不明の犬、猫等の死骸を収容し、火葬、納骨までの処理を行う。

④ 消毒・害虫駆除体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時の衛生環境を維持し、害虫等による感染症のまん延を防止するため、平時より防疫活動が必要である。

【推進方針】

- 清潔な生活環境を保持するため、ユスリカ、ボウフラ等の害虫の駆除及び空地の雑草類を除去する。
- 消毒、害虫駆除等を速やかに実施するため、薬剤・資器材が確保できるよう体制を構築する。

再 掲

- ⑤ 下水道（雨水）の整備（再掲）[1-3-⑤]
- ⑥ 感染症対策の推進（再掲）[2-4-③]

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

① 避難所運営体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時に避難所の開設が混乱なく実行され、円滑に運営されるよう、避難所の運営体制を明確にし、市民が主体的に避難所を運営できる体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 避難所の開設・運営が円滑に進められるよう、避難所の開設及び安全確保にあたる「避難所開設職員」を配置し、訓練等を通じて開設・運営手順の周知徹底に努める。
- 市民、施設管理者及びその他関係機関とともに、地域の実情に応じた避難所管理・運営マニュアルの作成に努める。
- 避難所運営の長期化が見込まれる場合、自主防災組織等の自治組織による避難所運営に移行できるよう、平時より組織体制の確立に努める。

② 男女共同参画の推進

【脆弱性評価】

- 災害時、誰もが安全・安心な避難生活を送るためには、様々なニーズに配慮した避難所の運営が必要である。そのためには、避難所の運営組織への女性の参画、災害時に増加するDVに対する相談事業の継続等を行う必要がある。

【推進方針】

- 災害時の避難所の運営等に女性の参画が進むよう、日頃から女性リーダーの育成及び男女共同参画に係る市民活動を支援し、女性の参画意識を啓発する。
- 市役所DV相談支援室において、災害時でも切れ目なく、DV相談を実施できるよう、体制を確保する。

③ 被災者の健康管理

【脆弱性評価】

- 災害時には、慣れない避難生活環境の中で、心身の健康に不調をきたす被災者が多く発生する可能性がある。そのため、災害時においても適切な医療が受けられるよう医療提供体制を整備する必要がある。

【推進方針】

- 災害時に備え、草加八潮医師会等の地域医療団体と円滑な協力体制を図る。

④ 福祉避難所の指定

【脆弱性評価】

- 災害時、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、健康への特別な配慮及び介護を必要とする場合には、通常の指定避難所から福祉避難所へ移送できるよう、体制を整備する必要がある。

【推進方針】

- 災害時、要配慮者が健康への特別な配慮及び介護を必要とする場合には、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所に指定し、通常の指定避難所から移送できる体制を構築する。
- 要配慮者が利用しやすいよう、相談等の支援を受けられる体制や滞在できる生活環境の整備等を行う。

再 掲

- ⑤ 公共施設の耐震化 [1-1-①]
- ⑥ 避難行動要支援者支援体制の構築（震災時） [1-1-④]
- ⑦ 外国人支援体制の構築 [1-2-④]
- ⑧ 雨水排水施設の整備・維持管理 [1-3-①]
- ⑨ 雨水貯留施設の促進 [1-3-②]
- ⑩ 避難行動要支援者支援体制の構築（水害時） [1-3-④]
- ⑪ 上水道の整備 [2-1-④]
- ⑫ 感染症対策の推進 [2-4-③]
- ⑬ 下水道（汚水）の整備 [2-5-①]
- ⑭ 廃棄物及びし尿処理体制の整備 [2-5-②]

(3) 事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

再掲

- ① 市街地の整備[1-1-⑥]
- ② 道路及び橋りょうの整備・維持管理[1-1-⑦]
- ③ 防犯対策の促進[2-2-②]
- ④ 男女共同参画の推進[2-6-②]

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 業務継続体制の確保

【脆弱性評価】

- 災害時においても行政サービスについては、迅速な復旧、提供が必要となる。これらのサービスの途絶を防ぐために、業務継続体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 「八潮市業務継続計画」について組織改編や人事異動等に併せて計画的に見直す。
- 事務の効率化を実現するため、市域行政ネットワーク、インターネット通信及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を適正に運用、管理する。
- 市民の利便性向上及び行政事務の効率化を実現するため、市の業務を見直すとともに、国や他自治体との連携を引き続き推進する。

② 設備の維持整備

【脆弱性評価】

- 市庁舎等の市有建築物が被災した場合、災害対策本部としての機能を果たすことができなくなるおそれがある。そのため、各施設の設備の機能及び執務環境を維持するため、関係施設の適正な維持管理が必要である。

【推進方針】

- 市有建築物の機能及び職員の執務環境を維持するため、各施設の機械設備の保守点検を実施する。

③ 職員の災害対応能力の向上

【脆弱性評価】

- 「八潮市地域防災計画」等について、必要に応じて見直しを行うとともに、職員に対する計画の習熟やそのための防災訓練等を通じて、職員が適切に災害対応できる体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 災害時における的確な判断と行動力の向上を図るため、総合防災訓練及び防災図上訓練を実施する。
- 適切な災害対応を実施するため、「八潮市業務継続計画」及び「八潮市地域防災計画【震災対策編】【風水害編】【資料編】」を必要に応じて見直すとともに、職員に対してこれら計画の習熟を図る。

再 掲

- ④ 公共施設の耐震化[1-1-①]
- ⑤ 避難行動要支援者支援体制の構築（震災時）[1-1-④]
- ⑥ 男女共同参画の推進[2-6-②]

(4) 事前に備えるべき目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

再掲

- ① 情報伝達体制の整備[1-3-⑥]
- ② 業務継続体制の確保[3-2-①]

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

再掲

- ① 公共施設の耐震化[1-1-①]
- ② 避難行動要支援者支援体制の構築（水害時）[1-3-④]
- ③ 情報伝達体制の整備[1-3-⑥]
- ④ 業務継続体制の確保[3-2-①]

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

再掲

- ① 公共施設の耐震化[1-1-①]
- ② 避難行動要支援者支援体制の構築（水害時）[1-3-④]
- ③ 情報伝達体制の整備[1-3-⑥]
- ④ 業務継続体制の確保[3-2-①]

(5) 事前に備えるべき目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

再掲

- ① 市街地の整備[1-1-⑥]
- ② 道路及び橋りょうの整備・維持管理[1-1-⑦]

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

① エネルギー供給事業者等との連携強化

【脆弱性評価】

- エネルギー供給停止に備え、エネルギー供給事業者及び事業者団体と災害時の応援協定を締結する必要がある。また、平時から協定事業者等と連携体制を整備する必要がある。

【推進方針】

- 災害時における人員、物資等の輸送、自家発電設備に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から石油類販売業者等と協定を締結し、災害時における石油類燃料の優先的・安定的な確保に努める。

再掲

- ② 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保[2-1-⑤]

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 有害物質等の流出防止

【脆弱性評価】

- 災害時、産業施設の損壊等による有害物質の流出を防止するため、有害物質を取り扱う施設に対し、その適正管理について指導する必要がある。
- 工場等からの有害物質の流出の防止及び軽減のための対策を推進する必要がある。

【推進方針】

- 市民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、公害の防止に関し、公害関係諸法令及び八潮市公害防止条例に基づき、工場等の指導を実施する。
- 有害物質等を取り扱う事業者に対し、事故発生を未然に防ぐための対策、適正な施設の管理、万が一の流出・漏洩が最小限となるような応急措置を講ずる体制を構築するよう、指導を強化する。また、事故に対する適切な対応及びマニュアルの徹底を推進する。

再 掲

- ② 消防力の強化[1-2-①]
- ③ 上水道の整備[2-1-④]

5-4 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

① 地域交通の確保

【脆弱性評価】

- 災害時、車、バス等の公共交通機関の機能停止により人流が制限される事態を防ぐため、持続可能なネットワークの形成が必要である。

【推進方針】

- 八潮駅の利便性向上及び輸送サービスの改善を図る。
- 市内を南北に縦断する新たな交通手段として、地下鉄8号線の延伸を促進し、市民の交通利便性を高める。
- 都市基盤の整備状況、市民からの要望等を踏まえ、バスルート等の見直し、路線の新設、バス停留所上屋の整備等をバス事業者へ要望する。
- 地域の実情に合った移動手段の確保を検討する。

再 掲

- ② 市街地の整備[1-1-⑥]
- ③ 道路及び橋りょうの整備・維持管理[1-1-⑦]
- ④ 道路ネットワークの形成[1-1-⑧]

5-5 食料等の安定供給の停滞

① 地域農業・農地等の保全

【脆弱性評価】

- 災害時に農産物を安定供給するため、平時より農業後継者の育成、PR 及び農業生産体制の構築を行う必要がある。
- 被災後の経済復興に貢献するため、農業者の栽培技術の向上を図ることが必要である。
- 農産物の安定供給に資する水路及び農地の保全のために、用水路等の水利施設の防災対策を行うとともに、適正な維持管理を行う必要がある。
- 農産物の生産だけでなく、農地における雨水貯留等の保全機能、延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

【推進方針】

- 農業経営体等の経営基盤の強化、農業生産施設の整備等を支援する。
- 農業の担い手となる農業従事者の確保及び後継者の育成を支援する。
- 地球温暖化対策として、化学肥料、化学農薬等の使用量の削減を促し、堆肥等の有機質肥料の使用促進により、安全な農産物の供給及び栽培技術の向上を図る。
- 災害時において、避難場所等に活用可能な農地を増やすとともに、景観にも配慮して農地の保全を促進する。
- 農業用水路等の水利施設の防災対策を行い、適正な維持管理を実施する。
- 農産物等の生産と関連する加工又は販売等に係る事業の融合により、地域ビジネスの展開及び新たな業務の創出を促進する。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

再 掲

- ① 上水道の整備[2-1-④]
- ② 地域農業・農地等の保全[5-5-①]

(6) 事前に備えるべき目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

再掲

- ① 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保[2-1-⑤]

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

再掲

- ① 消防力の強化[1-2-①]
- ② 上水道の整備[2-1-④]
- ③ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保[2-1-⑤]

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

再掲

- ① 下水道（污水）の整備[2-5-①]
- ② 廃棄物及びし尿処理体制の整備[2-5-②]

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

再掲

- ① 市街地の整備[1-1-⑥]
- ② 道路及び橋りょうの整備・維持管理[1-1-⑦]
- ③ 道路ネットワークの形成[1-1-⑧]
- ④ 地域交通の確保[5-4-①]

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

① 共通情報基盤の整備

【脆弱性評価】

- 災害時、市の情報システムが被災し、市のネットワークの途絶及びデータの損失が発生した場合、住民サービスの継続が困難となるため、正確で安定した基幹系情報処理システムの運用が必要である。
- 全国自治体・地域を連携する共通の基盤づくりを進めることで、災害時でもネットワークを利用した住民サービスの提供が可能となる。

【推進方針】

- 災害時のネットワークの途絶及びデータの損失を防止するため、庁内ネットワーク等のセキュリティ及びバックアップ体制を確立し、通信設備及び堅牢な重要機能室の整備を推進する。
- 全国自治体・地域を連携する共通の基盤づくりを進め、ネットワークを利用した公的サービスの拡大及び行政と住民との有用な情報の流通を図る。

再 掲

- ② 市街地の整備[1-1-⑥]
- ③ 雨水排水施設の整備・維持管理[1-3-①]
- ④ 下水道（雨水）の整備[1-3-⑤]
- ⑤ 業務継続体制の確保[3-2-①]

(7) 事前に備えるべき目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① 緑地の確保

【脆弱性評価】

- 公園、緑地等は、災害発生時の避難場所としての機能及び延焼防止効果があるため、これらの整備・保全等により、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する必要がある。

【推進方針】

- 生産緑地地区の追加指定及び特定生産緑地の指定を行い、都市の貴重なオープンスペース（防災空間）を保全する。

再掲

- ② 市街地の整備[1-1-⑥]
- ③ 市営住宅の整備[1-1-⑩]
- ④ 消防力の強化[1-2-①]
- ⑤ 上水道の整備[2-1-④]

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

再掲

- ① 民間建築物等の耐震化[1-1-②]
- ② 災害に強いまちづくりの推進[1-1-⑤]
- ③ 市街地の整備[1-1-⑥]
- ④ 道路及び橋りょうの整備・維持管理[1-1-⑦]
- ⑤ 道路ネットワークの形成[1-1-⑧]
- ⑥ 空き家対策の推進[1-1-⑨]
- ⑦ 下水道（雨水）の整備[1-3-⑤]
- ⑧ 上水道の整備[2-1-④]
- ⑨ 下水道（汚水）の整備[2-5-①]
- ⑩ 緑地の確保[7-1-①]

7-3 防災インフラの損壊・機能不全による二次災害の発生

再掲

- ①市街地の整備[1-1-⑥]
- ②雨水排水施設の整備・維持管理[1-3-①]
- ③雨水貯留施設の促進[1-3-②]
- ④下水道（雨水）の整備[1-3-⑤]
- ⑤業務継続体制の確保[3-2-①]
- ⑥共通情報基盤の整備[6-5-①]

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

① 放射線モニタリングの推進

【脆弱性評価】

- 原子力施設の災害等による放射性物質の拡散等に際し、住民等に対する的確な情報提供を図るため、平時より、放射線のモニタリング体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 市内で生産される農産物及び給食食材の放射線量の測定を行い、安全・安心の確認を行う。
- 小中学校、保育所、公園等で空間放射線量の定点観測を行い、状況を監視する。

再掲

- ② 消防力の強化[1-2-①]
- ③ 上水道の整備[2-1-④]
- ④ 有害物質等の流出防止[5-3-①]

(8) 事前に備えるべき目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

再掲

- ① 市街地の整備[1-1-⑥]
- ② 道路及び橋りょうの整備・維持管理[1-1-⑦]
- ③ 道路ネットワークの形成[1-1-⑧]
- ④ 廃棄物及びし尿処理体制の整備[2-5-②]

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① 地域人材の確保

【脆弱性評価】

- 大規模災害の復興には、地域コミュニティを支える人材が必要となるため、復興を支える人材の確保及び育成が必要である。

【推進方針】

- 市民が地域における復興等に必要な知識及び技術を習得できるよう、活動団体同士が交流するイベント及び学習内容の発表会を開催することで市民の学習意欲向上を図る。
- 復興にあたって、地域人材の知識、技術等を有効に活用するため、「生涯学習人財バンク」の充実を行う。

② 地域活動の推進

【脆弱性評価】

- 大規模災害時には被害が広範囲に及ぶため、復興を支えるための人材が不足する。特に、復興に欠かせない地域コミュニティを支える人材を確保する必要がある。

【推進方針】

- 文化活動、地域福祉活動、農業者とのふれあい活動、各種審議会、委員会等、地域コミュニティ活動を平時から促進することで、有形無形の文化を継承し、復興を支える人材の創出等、迅速な復興が可能となる。

再 掲

- ③ 災害に強いまちづくりの推進[1-1-⑤]
- ④ 外国人支援体制の構築[1-2-④]
- ⑤ 廃棄物及びし尿処理体制の整備[2-5-②]
- ⑥ 男女共同参画の推進[2-6-②]
- ⑦ 職員の災害対応能力の向上[3-2-③]
- ⑧ 地域農業・農地等の保全[5-5-①]

8-3 広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

再 掲

- ① 市街地の整備[1-1-⑥]
- ② 雨水排水施設の整備・維持管理[1-3-①]
- ③ 雨水貯留施設の促進[1-3-②]
- ④ 下水道（雨水）の整備[1-3-⑤]
- ⑤ 地域農業・農地等の保全[5-5-①]

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 文化財・観光資源の保全

【脆弱性評価】

- 災害時に文化財が損害を受けないよう、所有者に対して適正な保護・管理を促すとともに、文化財が被災した際に、適切な復旧ができるよう事前に調査・情報収集を行う必要がある。
- 災害発生後に、観光資源の再建が遅れることで生じる、市民生活・経済への影響を軽減する必要がある。

【推進方針】

- 重要な文化財については、指定文化財又は登録文化財として保護を図るとともに、所有者・管理者に対し補助・支援を行う。
- 次世代に引き継ぐべき歴史公文書の整理保存を行う。また、地域に伝わる古文書・民具資料等の収集・調査研究を進め、研究成果の蓄積を図る。
- 平時より既存の観光拠点の利活用に加え、観光客数の増加につながる各種観光イベントを開催することで、被災後の経済復興に貢献できるような環境を確保する。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 住宅確保体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害により住宅が被害を受けた市民を対象に、応急仮設住宅を供給する必要があり、その建設用地として、公共用地の有効活用を検討する必要がある。

【推進方針】

- 応急仮設住宅の用地確保が迅速に行えるよう、あらかじめ市有地等、建設可能な用地を選定する。

再 掲

② 市街地の整備[1-1-⑥]

③ 道路及び橋りょうの整備・維持管理[1-1-⑦]

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

① 地域産業の創出・強化

【脆弱性評価】

- 大規模自然災害から地域経済の早期復興が図られるよう、地場産業の担い手育成の取組を進める必要がある。

【推進方針】

- 被災後の経済復興に貢献できるよう、平時より地域資源を活用した農業者・企業による新事業の創出、地元農産物の利用促進、地元工業を活用した加工品の製品開発等を通して、産業振興策を図る。
- 平時より市内の企業、工場等の経営の安定を資金面から支援するため、融資制度等事業を実施する。

3. 施策分野による整理

リスクへの施策と八潮市総合計画との関連性を示すため、「第5次八潮市総合計画基本計画」における6つの施策分野を本計画の施策分野として設定し、この施策分野に基づき、リスクシナリオごとにリスクへの施策を整理した一覧表（マトリクス）を作成した。

《施策分野》

本計画施策分野	第5次八潮市総合計画施策分野
①教育文化・コミュニティ	第1章 教育文化・コミュニティ：学びとつながりを大切にするまち
②健康福祉・子育て	第2章 健康福祉・子育て：誰もがいきいきと暮らせるまち
③防災・防犯・消防・救急	第3章 防災・防犯・消防・救急：誰もが安全で安心して暮らせるまち
④産業経済・観光	第4章 産業経済・観光：地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち
⑤都市基盤・環境	第5章 都市基盤・環境：快適でやすらぎと潤いのあるまち
⑥新公共経営	第6章 新公共経営：協働で経営する自主・自律のまち

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		①教育文化・コミュニティ	②健康福祉・子育て	③防災・防犯・消防・救急	④産業経済・観光	⑤都市基盤・環境	⑥新公共経営
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生	・ 公共施設の耐震化 ・ コミュニティ施設の整備	・ 避難行動要支援者支援体制の構築 (震災時)	・ 自主防災組織の整備		・ 公共施設の耐震化 ・ 民間建築物等の耐震化 ・ 災害に強いまちづくりの推進 ・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成 ・ 空き家対策の推進 ・ 市営住宅の整備	・ 公共施設の耐震化
		1-2	建物が密集する地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	・ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上 ・ 外国人支援体制の構築 ・ コミュニティ施設の整備	・ 避難行動要支援者支援体制の構築 (震災時)	・ 消防力の強化 ・ 防災知識の普及・啓発 ・ 自主防災組織の整備		・ 災害に強いまちづくりの推進 ・ 市街地の整備	
		1-3	浸水による多数の死傷者の発生		・ 避難行動要支援者支援体制の構築 (水害時)			・ 雨水排水施設の整備・維持管理 ・ 雨水貯留施設の促進 ・ 災害拠点施設の整備促進 ・ 下水道(雨水)の整備 ・ 市街地の整備	・ 情報伝達体制の整備
2	救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・ 公共施設の耐震化		・ 備蓄品の整備 ・ 家庭内備蓄の促進 ・ 物資調達体制の構築 ・ 自主防災組織の整備 ・ 防災知識の普及・啓発		・ 上水道の整備 ・ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 ・ 公共施設の耐震化 ・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成	
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足	・ 災害拠点施設の整備促進		・ 受援体制の整備 ・ 防犯対策の促進 ・ 消防力の強化		・ 道路ネットワークの形成 ・ 災害拠点施設の整備促進	
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱			・ 帰宅困難者対策			・ 情報伝達体制の整備
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺	・ 公共施設の耐震化	・ 保健センター機能の充実 ・ 地域医療体制の構築 ・ 感染症対策の推進	・ 消防力の強化 ・ 感染症対策の推進		・ 公共施設の耐震化 ・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成	
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		・ 感染症対策の推進	・ 感染症対策の推進		・ 下水道(汚水)の整備 ・ 廃棄物及びし尿処理体制の整備 ・ ペットの適正管理体制の整備 ・ 消毒・害虫駆除体制の整備 ・ 下水道(雨水)の整備	
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	・ 男女共同参画の推進 ・ 外国人支援体制の構築 ・ 公共施設の耐震化	・ 被災者の健康管理 ・ 避難行動要支援者支援体制の構築 (震災時) ・ 避難行動要支援者支援体制の構築 (水害時) ・ 感染症対策の推進	・ 避難所運営体制の整備 ・ 福祉避難所の指定 ・ 感染症対策の推進		・ 公共施設の耐震化 ・ 雨水排水施設の整備・維持管理 ・ 雨水貯留施設の促進 ・ 上水道の整備 ・ 下水道(汚水)の整備 ・ 廃棄物及びし尿処理体制の整備	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	・ 男女共同参画の推進		・ 防犯対策の促進		・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理	
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・ 男女共同参画の推進 ・ 公共施設の耐震化	・ 避難行動要支援者支援体制の構築 (震災時)	・ 業務継続体制の確保 ・ 職員の災害対応能力の向上		・ 設備の維持整備	・ 業務継続体制の確保 ・ 設備の維持整備 ・ 公共施設の耐震化
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			・ 業務継続体制の確保			・ 情報伝達体制の整備 ・ 業務継続体制の確保
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・ 公共施設の耐震化	・ 避難行動要支援者支援体制の構築 (水害時)	・ 業務継続体制の確保		・ 公共施設の耐震化	・ 情報伝達体制の整備 ・ 業務継続体制の確保
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・ 公共施設の耐震化	・ 避難行動要支援者支援体制の構築 (水害時)	・ 業務継続体制の確保		・ 公共施設の耐震化	・ 情報伝達体制の整備 ・ 業務継続体制の確保
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下					・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理	
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響					・ エネルギー供給事業者等との連携強化 ・ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保	
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			・ 有害物質等の流出防止 ・ 消防力の強化		・ 上水道の整備	

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		①教育文化・コミュニティ	②健康福祉・子育て	③防災・防犯・消防・救急	④産業経済・観光	⑤都市基盤・環境	⑥新公共経営	
	5-4	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響						<ul style="list-style-type: none"> 地域交通の確保 市街地の整備 道路及び橋りょうの整備・維持管理 道路ネットワークの形成 		
	5-5	食料等の安定供給の停滞					<ul style="list-style-type: none"> 地域農業・農地等の保全 			
	5-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響					<ul style="list-style-type: none"> 地域農業・農地等の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 上水道の整備 		
6	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 					<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 		
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 		<ul style="list-style-type: none"> 消防力の強化 			<ul style="list-style-type: none"> 上水道の整備 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 		
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止						<ul style="list-style-type: none"> 下水道（汚水）の整備 廃棄物及びし尿処理体制の整備 		
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止						<ul style="list-style-type: none"> 市街地の整備 道路及び橋りょうの整備・維持管理 道路ネットワークの形成 地域交通の確保 		
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全			<ul style="list-style-type: none"> 業務継続体制の確保 			<ul style="list-style-type: none"> 市街地の整備 雨水排水施設の整備・維持管理 下水道（雨水）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 共通情報基盤の整備 業務継続体制の確保 	
7	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			<ul style="list-style-type: none"> 消防力の強化 		<ul style="list-style-type: none"> 緑地の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の整備 市営住宅の整備 上水道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の整備 	
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺					<ul style="list-style-type: none"> 緑地の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 民間建築物等の耐震化 災害に強いまちづくりの推進 市街地の整備 道路及び橋りょうの整備・維持管理 道路ネットワークの形成 空き家対策の推進 下水道（雨水）の整備 上水道の整備 下水道（汚水）の整備 		
	7-3	防災インフラの損壊・機能不全による二次災害の発生			<ul style="list-style-type: none"> 業務継続体制の確保 			<ul style="list-style-type: none"> 市街地の整備 雨水排水施設の整備・維持管理 雨水貯留施設の促進 下水道（雨水）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 共通情報基盤の整備 業務継続体制の確保 	
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出			<ul style="list-style-type: none"> 消防力の強化 有害物質等の流出防止 			<ul style="list-style-type: none"> 放射線モニタリングの推進 上水道の整備 		
8	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態						<ul style="list-style-type: none"> 市街地の整備 道路及び橋りょうの整備・維持管理 道路ネットワークの形成 廃棄物及びし尿処理体制の整備 		
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材の確保 地域活動の推進 外国人支援体制の構築 男女共同参画の推進 		<ul style="list-style-type: none"> 職員の災害対応能力の向上 		<ul style="list-style-type: none"> 地域農業・農地等の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強いまちづくりの推進 廃棄物及びし尿処理体制の整備 		
	8-3	広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態						<ul style="list-style-type: none"> 地域農業・農地等の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の整備 雨水排水施設の整備・維持管理 雨水貯留施設の促進 下水道（雨水）の整備 	
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	<ul style="list-style-type: none"> 文化財・観光資源の保全 							
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保体制の整備 				<ul style="list-style-type: none"> 市街地の整備 道路及び橋りょうの整備・維持管理 	
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響					<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の創出・強化 			

第5章 計画の進捗管理と見直し

1. 計画の進捗管理

国土強靱化は、第3章で想定した35のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避することを目的に本計画を定め、毎年様々な施策を展開していくものである。

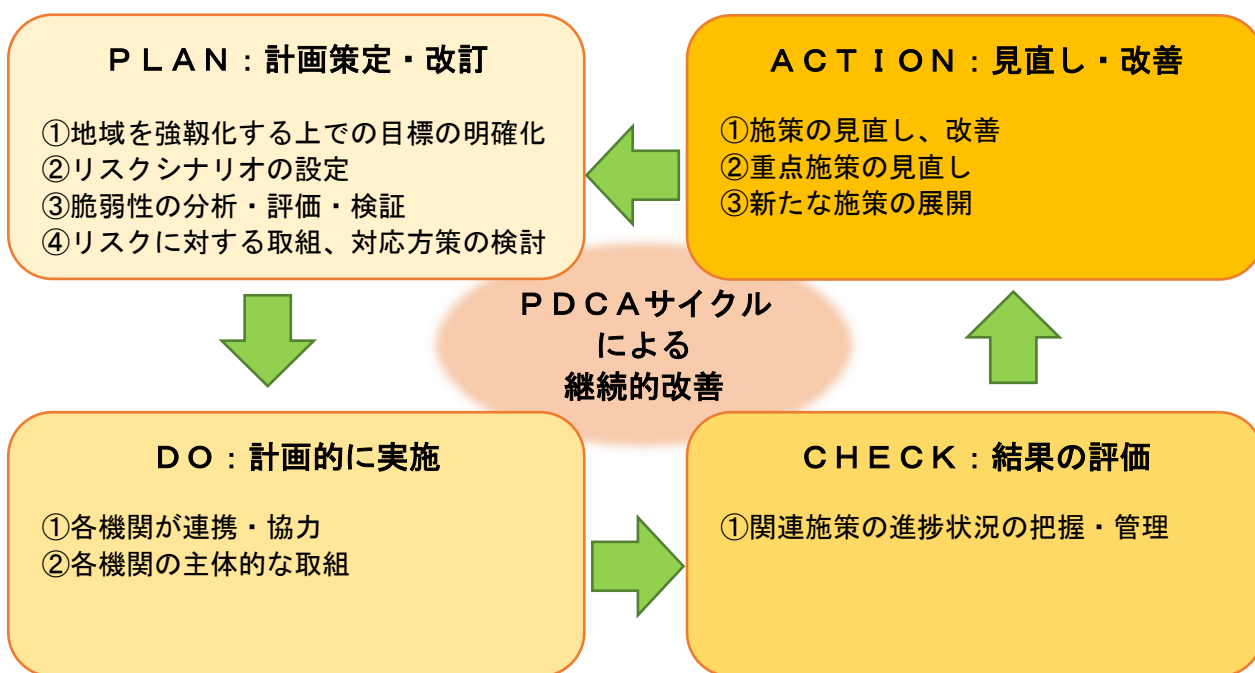
本計画の策定後は、国土強靱化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載された強靱化事業について、数値指標等を用いて、可能な限り定量的に進捗管理を行う。

2. 計画の見直し

第1章に示すように、本計画の計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とするが、国・県の国土強靱化施策の推進状況、アクションプランの進捗状況、社会状況の変化等を踏まえ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行う。

また、新たに大規模自然災害等が発生した場合は、これを踏まえた施策の点検を実施し、アクションプランに反映させる等して、PDCAサイクルを一層有用なものとする。

なお、「八潮市総合計画基本計画」及び「八潮市地域防災計画」等、国土強靱化に関連する計画が見直しとなる際には、本計画との整合を図るものとする。



《PDCA サイクルによる計画の推進管理、見直し》

八潮市国土強靱化地域計画

令和4（2022）年3月 発行

発行 埼玉県八潮市

編集 八潮市 生活安全部 危機管理防災課

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

電話：048-996-2111（内線305）

URL：<https://www.city.yashio.lg.jp>